

上場インデックスファンド Jリート(東証REIT指数)偶数月決算型

愛称: 上場Jリート偶数月決算型

追加型投信／国内／不動産投信／ETF／インデックス型

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

- ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号
ホームページ アドレス www.amova-am.com
コールセンター 電話番号 0120-25-1404
(午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社

- ファンドの投資信託約款の内容の重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「上場インデックスファンド」リート（東証 REIT 指数）偶数月決算型」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2026 年 9 月 8 日に関東財務局長に提出しており、2026 年 9 月 9 日にその効力が発生しております。

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
追加型	国内	不動産投信	ETF	インデックス型	その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	年 6 回 (隔月)	日本	ファミリー ファンド	その他 (東証 REIT 指数)

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照ください。

2026 年 10 月 9 日付でファンドの名称を「上場インデックスファンド」リート（東証 REIT 指数）隔月分配型（ミニ）（愛称：上場 J リート（ミニ））」から「上場インデックスファンド」リート（東証 REIT 指数）偶数月決算型（愛称：上場 J リート偶数月決算型）」に変更しました。

<委託会社の情報>

委託会社名	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959 年 12 月 1 日
資本金	173 億 6,304 万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	42 兆 3,936 億円

(2026 年 6 月末現在)

2025 年 9 月 1 日付で、日興アセットマネジメント株式会社から
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主としてマザーファンドへの投資を通じて、東証REIT指数に採用されている不動産投資信託証券に投資を行ない、東証REIT指数の計算方法に従ってポートフォリオを構成し、原則としてそれを維持することにより、基準価額が同指数の動きと高位に連動することをめざします。

※東証REIT指数は、東京証券取引所に上場している不動産投信（J-REIT）全銘柄を対象とした「時価総額加重型」の指数です。算出方法は、基準時を平成15年（2003年）3月31日（終値）に置き、その日の時価総額を1,000として、その後の時価総額を指数化したものです。

有償増資、新規上場、上場廃止など、市況以外の要因による時価総額の変動に影響されないよう時価総額を修正し、指数の連続性を確保しています。

$$\text{東証REIT指数} = \frac{\text{算出時の時価総額（円）}}{\text{基準時の時価総額（円）}} \times 1,000$$

「東証REIT指数」の著作権などについて

- ・ 東証REIT指数の指数値および東証REIT指数に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数に係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ・ JPXは、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の停止または東証REIT指数に係る標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ・ JPXは、東証REIT指数の指数値および東証REIT指数に係る標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証REIT指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・ JPXは、東証REIT指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・ 当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ・ JPXは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ・ JPXは、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社または当ファンドの購入者のニーズを東証REIT指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ・ 以上の項目に限らず、JPXは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

ファンドの特色

1. 東証REIT指数の動きに連動する投資成果をめざします。

- ・信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を「東証REIT指数」の変動率に一致させることをめざして、主として、インデックス マザーファンド Jリートに投資を行ないます。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

2. 受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも売買が可能です。

- ・売買単位は1口単位です。（有価証券届出書提出日現在）
- ・売買手数料は、取扱会社が定めるものによります。
- ・取引方法は原則として株式と同様です。

※詳しくは、取扱会社へお問い合わせください。

《ファンドの仕組み》

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



※当ファンドのベンチマークは東証REIT指数で、主要投資対象である「インデックス マザーファンド Jリート」のベンチマークは東証REIT指数（配当込み）です。配当の有無により、両ファンドのベンチマークの推移は異なります。

主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

分配方針

- ・信託財産から生ずる配当等収益などから諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に不動産投信を実質的な投資対象としますので、不動産投信の価格の下落や、不動産投信の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- 不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

有価証券の貸付などにおけるリスク

- 有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク）を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

＜東証ＲＥＩＴ指数と基準価額の主な乖離要因＞

当ファンドは、基準価額の変動率を東証ＲＥＩＴ指数の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

- ・ 東証ＲＥＩＴ指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬・売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・ 分配原資となる組入銘柄の分配金受け取りと、当ファンドの分配金支払いのタイミングや金額が完全には一致しないこと。
- ・ 組入銘柄の分配金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
- ・ 先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと東証ＲＥＩＴ指数の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

◇金融商品取引所で取引される市場価格と基準価額の乖離

当ファンドは東京証券取引所に上場され公に取引されますが、市場価格は、主に当ファンドの需要、当ファンドの運用成果および投資者が代替的な投資と比較して当ファンドが全般的にどの程度魅力的であるか、などの評価に左右されます。したがって、当ファンドの市場価格が、基準価額を下回って取引されるかまたは上回って取引されるかは予測することはできません。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

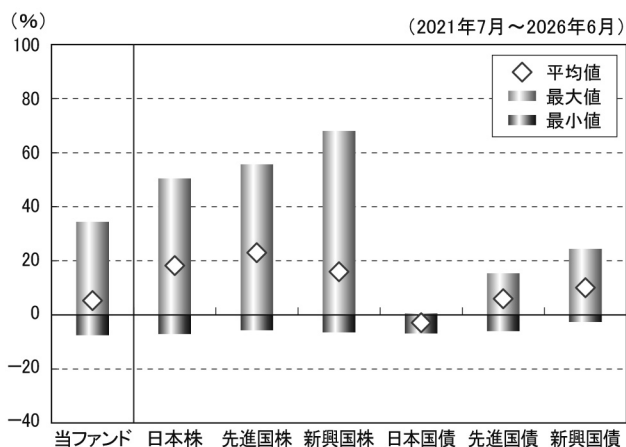
リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は 2026 年 6 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(％))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	5.3%	18.2%	23.0%	16.0%	-2.9%	5.9%	10.0%
最大値	34.4%	50.5%	55.7%	68.1%	0.6%	15.4%	24.5%
最小値	-7.6%	-7.1%	-5.7%	-6.5%	-6.9%	-6.1%	-2.7%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2021年7月から2026年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…… TOPIX（東証株価指数）配当込み

先進国株…… Morningstar 先進国株式指数（除く日本、配当込み、円ベース）

新興国株…… Morningstar 新興国株式指数（配当込み、円ベース）

日本国債…… NOMURA-BPI国債

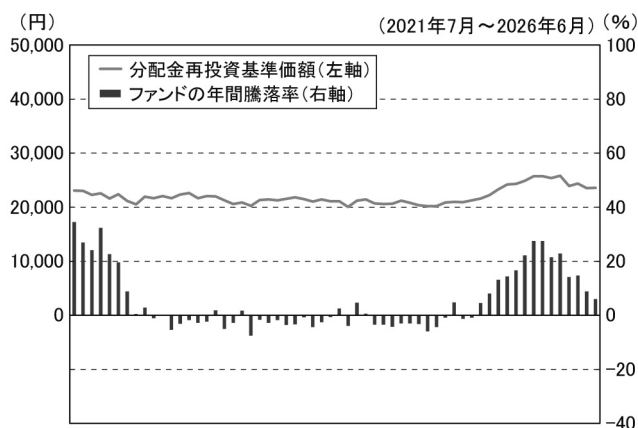
先進国債…… FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債…… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（円ヘッジなし、円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2021年7月 2022年7月 2023年7月 2024年7月 2025年7月

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の10口当たりの値です。

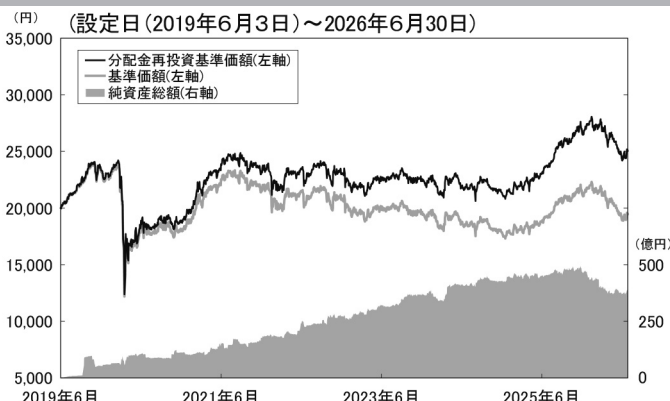
※分配金再投資基準価額は、2021年7月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

運用実績

2026 年 6 月 30 日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額.....19,445 円

純資産総額.....385.11 億円

※基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の 10 口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移（税引前、10 口当たり）

2025 年 10 月	2025 年 12 月	2026 年 2 月	2026 年 4 月	2026 年 6 月	設定来累計
180 円	100 円	190 円	170 円	110 円	5,030 円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比 率
投資証券	96.86%
現金その他	3.14%

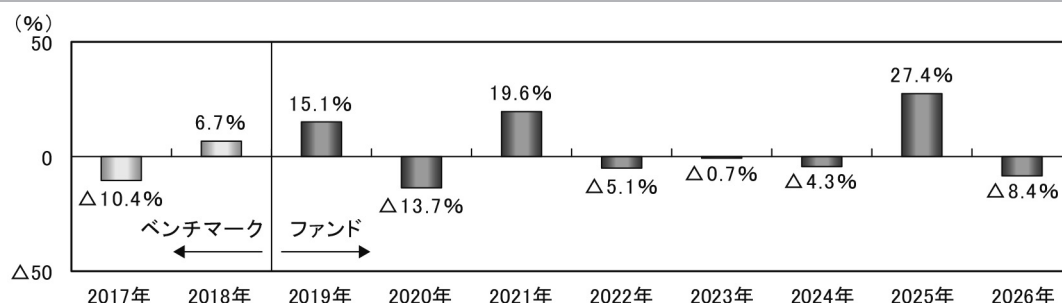
※当ファンドの実質組入比率です。

<組入上位 10 銘柄>

	銘 柄	比 率
1	日本ビルファンド投資法人 投資証券	6.93%
2	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	5.54%
3	日本都市ファンド投資法人 投資証券	5.30%
4	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	4.41%
5	GLP 投資法人 投資証券	4.12%
6	KDX 不動産投資法人 投資証券	4.12%
7	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	4.07%
8	オリックス不動産投資法人 投資証券	3.54%
9	大和ハウスリート投資法人 投資証券	3.42%
10	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	3.41%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

※2018 年以前は、ベンチマーク（東証 REIT 指数）の収益率を表示しております。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※2019 年は、設定時から 2019 年末までの騰落率です。

※2026 年は、2026 年 6 月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1,000 口以上で販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1,000 口以上 1 口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。 ※保有する受益権口数が金融商品取引所の定める取引単位に満たない場合は、当該受益権の買取りの申込みができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して 4 営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後 2 時 30 分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026 年 9 月 9 日から 2027 年 3 月 8 日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入および換金申込日がファンドの計算期間終了日の 2 営業日前以降の 2 営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、購入および換金申込日が当該計算期間終了日の 3 営業日前以降の 3 営業日間）に該当する場合は、原則として購入および換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入・換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の購入および換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限（2019 年 6 月 3 日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還します。 ・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 ・東証 R E I T 指数が廃止された場合 ・東証 R E I T 指数の計算方法の変更などに伴って委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が、書面決議の結果、行なわれないこととなった場合 次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・2022 年 6 月 9 日以降に、ファンドの純資産総額が 10 億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月の各 8 日

収益分配	年6回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※原則として受託会社が、毎計算期間終了後 40 日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとしします。
信託金の限度額	2,000 億円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス www.amova-am.com ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・提供は行ないません。
課税関係	課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。 ・ 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 ・ 当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・ 配当控除の適用はありません。 ・ 益金不算入制度は適用されません。

税金

個人投資者の場合の課税の取扱いです。

1) 受益権の売却時の課税

- ・売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

- ・収益分配金は配当所得として、20.315%の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

3) 解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時、償還時および売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年10月8日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

対象期間：2025年12月9日～2026年6月8日

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.31%	0.26%	0.05%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※ファンド（実質的な保有も含みます）がREIT（不動産投資信託）等に投資している場合、それらの保有にかかる費用は上記には含まれておりません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。



Handwriting practice area with horizontal dashed lines.





